

第 34 回神奈川県都市農業推進審議会 議事録

令和元年 10 月 29 日（火）

—開会—

（農政課長）

安藤会長に議事進行をお願いします。安藤会長よろしくをお願いします。

（安藤会長）

それでは、事務局から本日の進行予定についてご説明をお願いします。

（農政課長）

それでは、簡単にご説明します。

傍聴希望者がいる場合は、本審議会は公開とされておりますので、傍聴者の入室について決定をお願いします。

次に事務局から「令和元年度 10 月補正予算の概要」について報告させていただきます。報告の後、審議に入っていただきます。審議事項は 2 つございます。一つ目は「かながわ農業活性化指針の事業の実施状況及び目標の達成状況について」、二つ目は「神奈川県都市農業推進条例の改正について」です。審議が終了しましたら、これまでの審議を踏まえまして、「神奈川県都市農業推進条例の改正について」の答申までいただければと思っております。

本日の進行については以上です。よろしくをお願いします。

（安藤会長）

本日の審議会の傍聴については、傍聴要領に基づき公開することといたします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

（農政課長）

本日、傍聴希望者はございません。

—議事（報告）—

（安藤会長）

それでは、（1）の報告事項に移らせていただきます。「令和元年度 10 月補正予算の概要」について、事務局から報告をお願いします。

（事務局）

～農業企画グループリーダーより「資料 1 令和元年度 10 月補正予算の概要」について報告～

（安藤会長）

報告事項ではありますが、この場でご質問等ありましたらお願いします。二宮副会長よろしくをお願いします。

（二宮副会長）

台風の被害状況について質問ですが、被害金額の算定がされていますが、施設の場合、算定方法として残存簿価なのか、新たに再建する額で出すのかどちらで算定されているのでしょうか。また、苗の損傷等、作物の被害についてはどのような基準で算定されているのでしょうか。

(農業振興課副課長)

農業関係の施設の被害算定についてですが、減価償却を考慮して算定しております。被災した施設面積や施設の種類に応じて、金額を算定し、その後40%に圧縮して積算をしております。再建額については2.5倍を掛けた額の推計値での算出を行っております。

また、農作物被害については、生産物の平均価格等に被害面積等を掛けて算出しております。

(二宮副会長)

施設については残存簿価の2.5倍と、大体そのくらいで新設の再建ができるだろうと思われま。作物被害については、収穫できたとしたらどのくらいの額になるかということですね。実態からみると少し過剰な額かと思われま。農家の方から見れば収穫できる量ですからその計算方法でよいかと思われま。

もう一点要望です。10月補正予算を見せていただきましたが、支援内容について、再建・支援と基本的には事後対策となっております。おそらくこの先、こういう大災害は地球的な規模で頻発するであろうと考えられます。県下の農家も施設の更新期に来ている農家がかなりいます。話を聞くと、九州のパイプハウスはかなり太いパイプを使っているが、神奈川県の方は今までこういう大災害がなかったので資材的にかなり弱い状況になっている。ですので、農協ももちろん対策に取り組んでいきますが、更新期の農家に対して、行政としても事前対策としての支援策等の検討をお願いしたいと思います。

(農業振興課副課長)

10月補正予算についてですが、中に一部強度を上げる部材を組み込むような補強を対象とした補助も入っております。しかし、二宮副会長がおっしゃるように、強度を向上させる補助については、要件の検討が必要になってくるかと思われま。

(農政部長)

補足させていただきますと、10月補正で計上いたしました、被災農業者向け経営体育成支援事業では基本的に、被害を受けた施設をそのまま同じような規格で再建するというものになります。先ほど二宮副会長からお話のありました、パイプを太くするといったことに関しては、太くする分で事業費が増えた分を自己負担するというのであれば事業の活用が可能となっております。

(二宮副会長)

もちろん農家も全て支援でやろうということではなくて、何かインセンティブがあれば農家も新しい施設への更新に踏み切れるのではという気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(農政部長)

今回のような被災農業者向けということではなくて、通常の施設等の更新で強度が強い施設の整備をすることに対しても、国の方で支援策を講じていただいておりますので、災害に強い施設の整備は可能になっております。

(坂本委員)

補足です。国の支援があると、今お話しがありました、国土強靱化という3か年での事業があり、現在2か年目となっております。今回のような大きな災害が来る場合に備えて、県の方で強靱化計画を立てていただいて、それに対して国が支援をするというものです。これだけ災害が多発いたしますと、災害が起こった、さあ支援を、というだけではカバーしきれない部分が出てきているかと思われまふ。元々ある施設共済等をご活用いただきたいのですが、収入保険という別の備え・制度も持っておりますので、この機会に強い施設を建てるのも一つの方策だと思ひますし、収入保険・施設共済に入っただけというのでも推進していただければと思ひます。国土強靱化という枠組みで推進する期間が来年度までとなっており、やはり先立つものがなければ難しいとも思ひますので、県の方でも予算化等をして推進していただければと思ひます。よろしくお願ひします。

(安藤会長)

よろしいですか。(1)の報告事項については、以上で終了としたいと思ひます。続きまして(2)の審議事項に移らせていただきたいと思ひます。初めに、「かながわ農業活性化指針の事業状況及び目標の達成状況」について事務局の方から、ご説明をお願ひします。

(事務局)

～農業企画グループリーダーより「資料2 かながわ農業活性化指針の事業の実施状況及び目標の達成状況について(令和元年度中間報告)」に基づいて説明～

(安藤会長)

ありがとうございます。資料2についての説明がありました、ご意見等ございますでしょうか。総合的な数値目標の「農産物の販売額」と「農業産出額」の数値が同じ年でも違いますが、定義が違ふというご説明もありました。資料の中に農政時報というのがありますが、こちらはどふいったものなのでしょう。

(綱島委員)

こちらの資料、6ページに県内の新規就農者の状況が載っておりまして、非常に見やすかつたので資料として準備をお願ひしました。

(安藤会長)

資料を見ると、湘南の方は人数が多いなど、地域別に大分違いがあるようですね。また、こちらの冊子「いせはら地ミルク物語」というものがありますが、吉岡委員の方から説明をお願いしますでしょうか。

(吉岡委員)

2年前、こちらの審議会で現地視察させていただきました、伊勢原市のいせはら地ミルクの誕生の日に丁度行かせていただきまして、そこがご縁となりました。いせはら地ミルクプロジェクトの皆様、酪農家の皆様、市民の代表の方も含めて、伊勢原地ミルクが誕生したあとに広く普及するためのアイデアがないかということで現在検討されているということ伺い、それでは当大学では管理栄養士・栄養教諭の養成をしている本学の管理栄養学科にあります私の研究室のゼミ活動として、食育という観点から一緒にコラボのプロジェクトにならないだろうか、ということで開始させていただきました。

こちらの絵本がそのコラボプロジェクトで作成したもので、昨年度出来上がりました。裏面に書いてある大学院生と学部生で、何度も酪農家、石井さんと荒井さんの牧場に伺って、そして県の仲澤さんと、何度も大学と伊勢原市を行ったり来たりする中で作成しました。まずは生産者の方がどんな思いを消費者に伝えたいかなどのインタビューから始まりました。絵については、実在の牛の写真を石井さんからお借りしたり、高梨乳業さんとの商談や商談後の様子を伺い、高梨乳業さんに許可を取ったうえで、リアルに絵に起こすなどの努力を経て一冊に出来上がりました。印刷する予算については、本学のマーガレット募金に学生が本プロジェクトの意義を訴え、約30万円を獲得して昨年度、出来上がりました。

今年度は、こちらの絵本・教材を使用して、食育を実践するという食育活動を、販促ではないですが、飲んでいただく中で、食への感謝、生産者の存在がわかる食育プログラムを行う予定です。大学の授業で酪農家さんの牧場に行かせていただく授業が既に2回、中学校に子牛と酪農家に来ていただき、授業を行うものが1月に1回ある予定です。また、小学校にも来ていただく授業も予定しております。地元の伊勢原小学校では9月30日に実施しまして、1時間目に外で子牛とふれあい、酪農家さんのお話を聞き、そのあと2時間目に教室に戻り、絵本を読み、子供たちが感じたことをワークシートに書くという二時間続きの授業を3クラスで行いました。その時に、酪農家さんと出会えたこと、触れ合えたことが子供たちにとって非常に大きくて、その週末に道灌祭りが伊勢原市で開催されたのですが、授業を行った小学校2年生の半分が祭りに行って、酪農家に会い牛乳を再び飲んだそうです。この取り組みはずっと継続させていきたいと考えております。

来年度以降は、この絵本を全5冊シリーズで作りたいと考えておりますので、2冊目を作成したいと伊勢原の方々と話しております。しかし、印刷をする予算がありませんので、各々で予算確保に努めていきます。いいものができた時には普及したいので、ものにまつわる背景、物語を消費者に届けていきたいというところでコラボさせていただくことに発展いたしましたので、この場をお借りして御礼を申し上げたいというところです。本学の学生にとっても大きな学びの機会をいただきましたし、これを本審議会の一つの食育活動の実績に入れていただきたいと思います。

(安藤会長)

ありがとうございました。かながわ農業活性化指針では施策の方向1(2)ブランド化の強化と6次産業化の推進の部分に当たるかと思います。他に皆様からご意見等ございますでしょうか。成田委員、よろしくお願いします。

(成田委員)

一点お伺いしたいことがあります。資料2の施策の方向1(2)の6次産業化サポートセンターについてです。来年、食品関連事業者に対してHACCPが義務化されます。こちらのセンターでセミナー等、学びの機会はあるのでしょうか。

(農政課長)

相談内容が加工場等となったときには、義務化の説明はしておりますが、全体としてHACCPの研修という形では行っておりません。

(成田委員)

これから食品関連業界ではHACCPの取組が義務となりますが、これに伴い一次産業からの取組も重要になってくると考えております。今、私は千葉の農業大学校でGAPの講義を受け持っています。15回に亘ってGAPを教えている中で、同時にHACCPも教えています。GAPの中にはHACCP的衛生管理が含まれています。一次産業で作られた農産物をバトンの様に食の業界へ渡していく。食の業界ではHACCPに基づいた衛生管理を行うので、農の側でGAPを取り組んでもらえると、食の業界では管理がかなり助かるという声を多く耳にします。食の現場ではHACCPに取り組むから、生産者にもGAPを取り組んで欲しいけれど、現状ではGAPに取り組んでいる生産者が少なく、なかなか言いづらいという実態があるようです。HACCPとGAPは連動していると捉えた方が良いと思いますし、6次産業化サポートセンターでもぜひ、HACCPの教育を組み込んでいただいた方がいいのではないかと思います。6次化に踏み切る前に準備段階からHACCPを意識していただくこれは必要なのではないでしょうか。GAPとHACCPでは国や地方自治体の担当部署が異なっても、農と食は切り離せないものです。なので、ぜひ6次産業化サポートセンターの中で伝えていただく機会を作っていただきたいと思います。

(農政課長)

生鮮野菜については、農林水産省の方でマニュアル等を作成しております。マニュアル作成時には、県にも意見照会が来ておりますので、例えば野菜を洗う際には、水道水・飲用水として大丈夫なものを使用してください等、その辺も含めて伝えていくよう、サポートセンターだけでなく、通常の普及活動等でも伝えていきたいと考えております。

(農業振興課副課長)

成田委員がおっしゃったように、GAP と HACCP の考え方は共通部分が多くあります。国の方では認証ではなく、国際水準 GAP の実践という方向で舵を切っておりますので、引き続き県の方としても、GAP 手法を取り入れた生産振興、農業経営を実現できるようフォローしていきたいと考えております。

(成田委員)

ぜひ、よろしく願いいたします。

(吉岡委員)

HACCP についてですが、ある地域では、「地域 HACCP」という発想で動き出しているところもあります。いま成田委員がおっしゃったように、各施設で途切れてしまうのではなく、フードシステムの一連の食循環の流れが途切れない、地域 HACCP 制度というのが、神奈川の地域 HACCP モデルとして出てくると、非常に神奈川らしさが出てくるのかなと思います。水産分野では、北海道のある町で先駆的に実施されていますが、約 10 年近くかかったそうです。なぜ温度管理をするために、氷代で 300 万も新たに追加しなければいけないのか、その意義を漁師たちが分かって、品質を安定させて、輸送するトラックの運転手も温度管理をすると、そういう手間のかかる行程を行う意味を理解したことで、ブランド品につながり、値段も高く売れているということでした。かながわブランドでも地域 HACCP のマークを作り、輸送段階まで分断しないで行うと、消費者にも理解され、効果が一次産業まで戻っていくと、ぜひそういう仕組みが見えてくるといいなと、消費者側・食べる側の専門家としては思います。

(農政課長)

なかなか難しい部分もあり、まずは農家の方々に理解していただく部分から始めなければいけませんので、意義を伝えるところから始めさせていただければと思います。

(成田委員)

食の分野にしても、農の分野にしても、なぜこの HACCP という考え方ができたのかを理解していただければ、取り組む意義もご納得いただけるのではないかと思います。私は消費者ですが、GAP に取り組んでいる者でもあります。取り組んでいるからこそ、この意義を理解することができました。何らかの形で伝え

られる研修等があれば、吉岡先生がおっしゃるように、意義や必要性もご理解いただけるようになると思います。なかなか、地域だけでやるというのは難しいのかもしれませんが、MICE 用の施設が県内に今後できてくることから、神奈川県には今まで以上に世界中から様々な立場の方々がたくさん訪れるようになってくると思います。その方々に安心して神奈川の農産物を使っていただくためにも、HACCP や GAP の取り組みによって県産品の安全性をお伝えできる仕組みや、何かできる事を考えていただけたらと思います。

(吉岡委員)

今日の昇珠園さんがほぼその考え方でやられていて、加工の場が HACCP 制度でも通用するようなレベルで作られていました。伺って驚くような金額を投資して衛生管理をされていました。ああいった方々がいるとうまくいくと思います。この3年間で整備投資された方に、何%補助するというような導入の背中を押す仕組みになってくるとうまくいくと思います。

(成田委員)

昇珠園さんは、GAP の観点から見ても衛生管理をしっかり実践されていると私も感じました。本当に素晴らしかったです。

(安藤会長)

農産物を作っている側から見るとは、消費者等の側から見た場合、どういったニーズがあり、安全が担保されているのかが問題となる時に、HACCP は非常に重要であるということですね。そして昇珠園さんのように先進的な経営をされている方は、それに気づいて実践されているようです。そのために必要となる投資の検討や、MBA 研修に取り入れるなどして、生産者側の意識を高めていくことが非常に大切であるということですね。こういった形で施策に反映させていくのかも県の方で検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(秋本委員)

私自身は GAP というものは1つの大きなツールになると考えています。しかし、現場の声として、GAP をやると自分の作ったものが高く売れるのかと、そういうところにとどまっているという方の方が多いのかなと感じます。

(成田委員)

GAP は、農業経営の品質向上のためにツールとして使っているものです。GAP に取り組んでいくことで、品質もさらに良くしたいと考えるようになり、作物にもその成果が現れてくるようになっていくのではないかと、GAP に取り組んでいる生産者の方々を見ていて、私はそう感じています。ですので、まずはやってみる、取り組んでみるのが大切だと思います。

(吉岡委員)

その取組を支援する仕組みをぜひ行政に作っていただきたいです。

(成田委員)

実際に私たちは取り組んでいますので、取り組んでいる者がもっとお話ししていくことも進めていく上では大切なことの一つかなと思います。GAPに対して固執してしまっている考え方を、柔軟に捉えていただけるように、自分達に取り組んでいるからこそ、GAPに取り組む意義や必要性を様々な立場の方へ伝えて、生産者の方々が納得して取り組んでいただけるように導いていけたらと思っています。

(安藤会長)

ありがとうございます。他にございますでしょうか。秋本委員、お願いします。

(秋本委員)

かながわ農業版 MBA 研修についてですが、定員は確か 30 名かと思いますが、今年は充足しなかったのでしょうか。

(農業振興課副課長)

かながわ農業版 MBA 研修の受講者についてですが、今年の定員は 20 名となっております。まだ新規就農してから数年という、応募要件に達していない方もいらっしゃるしまして、もう少し経営実績を積んでからということでお断りしたケースもございます。受講につきましては、意欲のある方も多くおられますので、来年度以降見直し等してまいりたいと考えております。

(安藤会長)

よろしいですか。今日視察した土方さんもおっしゃっていましたが、就農してすぐに受講するよりも、経験を積んでから受講した方が経営状況等も把握できているので、より効果的な研修になるということですね。

(農業振興課副課長)

今日の土方さんのように、参加された方からは非常に好評いただいているのですが、日数が年間で 12 日と長いので、忙しい方は参加しにくいという状況がございます。もっと伸びる経営の方が県内にまだおりますので、そういった方々が研修受講しやすい方法を検討していきたいと考えております。

(綱島委員)

一点要望です。かながわ農業版 MBA 研修は 1 年間、主たる経営に係るものが参加するとなっておりますが、そうすると、残された従業員等にかかなりの負担がかかります。ある程度の中堅農家になってしまうと身動きがとれなくなってしまうというのが現実です。そういった研修に参加したい農家のために、1 年間ではなくて、1 年半とか 2 年とか、期間を延長するなどの対応をしていただくと、参加率も増えるのかなと思います。実際に私の主人も行ってみたいという思いはありますが、他の行事等もあり、農作業もある中で、自分のための時間を割くことが難しい状況にありますので、そういった対応も検討していただくと幸



いです。

(安藤会長)

ありがとうございます。成田委員、お願いします。

(成田委員)

このかながわ農業版 MBA 研修のカリキュラムは、この2年間変更はされていないのでしょうか。

(農業振興課副課長)

基本的には、マーケティング・経営管理・労務管理等でして、内容は前年度の受講生の要望・意見を取り入れて見直しております。

(成田委員)

ありがとうございます。先ほど綱島委員がおっしゃられたように、1年間という限られた期間だけだと参加が厳しいのではないのでしょうか。お休みした回を次年度に受講する等のシステムは難しいのでしょうか。

(農業振興課副課長)

講義内容をビデオに録画しておりますので、サイトに登録しますと、その日の授業が視聴できます。テキストは後日お配りしておりますので、欠席をされた方については、ビデオを見ながら受講することも可能です。その後、レポートを書いていただければ、出席とさせていただきますので、欠席した場合でもサポートできる仕組みを作っております。

(綱島委員)

通信教材では単位制等の仕組みもありますので、そういったところを取り入れていただけるといいかなと思います。

(安藤会長)

ありがとうございます。「かながわ農業活性化指針の事業状況及び目標の達成状況」の審議事項については、以上で終了としたいと思います。続きまして「神奈川県都市農業推進条例の改正について」の審議事項に移らせていただきたいと思います。初めに、「神奈川県都市農業推進条例の改正」について事務局の方から、ご説明をお願いします。

(事務局)

～農政課長より「資料3 改正素案に係る市町村・関係団体からの意見について」及び「資料4 神奈川県都市農業推進条例の改正案について」に基づいて説明～

(安藤会長)

資料4の説明でしたが、第3条に3の記載を追加することと、第7条(8)(9)が変更・追加されるということですね。このご提案に、ご意見いただければと思いますが、その前に今日ご欠席の糸永先生からの事務局資料が配布されました。

これについて、事務局の方から簡単にご説明いただければと思います。

(農政課農業企画GL)

はい。神奈川県都市農業推進条例の改正案についての意見書(第2回審議会に欠席のため)という糸長委員の意見書に基づきまして、ご説明させていただきます。「1. 7条(8)の改訂について」ということです。現行改定案は今説明をさせていただいたとおりであります。それに対しての修正意見でございますが、★印のところ、耕作放棄地の定義で、「過去1年以内に耕作されず・・・」の1年以内ではなく、1年以上も耕作されていない耕作放棄地も再生することでより耕作農地面積を増やすことができる。表現としては、「以前耕作されていたが、現在は耕作されていない農地」のような表現で耕作放棄地の定義に幅を持たせたほうが良いと考えるというご意見です。

また、2としまして、第7条(9)の追加でございます。現行条例につきましては、先ほど同様、説明させていただいた通りです。修正意見につきましては、市街地及びその周辺にある農地の保全の主体は、単純に農業者だけでなく、市民農園等の利用市民、農業者の作物指導に体験農業市民等、非農業者・市民が農地保全と利用者としての主体として期待できる。生産緑地の保全と活用に関しては、それに接する住民達、中層のマンション等に囲まれた生産緑地の活用等を考えると、生産緑地農地と住宅、住民との関わりをより深めることが必要となるし、そのための新たな都市計画、地区計画も農地保全活用と併せて考える状況にある。以上より、第9号につきまして、「」内の下線部さらに市民農園等市民の農業への関わりをより深める施策を通じて、を追加するというご意見をいただいております。以上です。

(安藤会長)

原案が示され、こういう意見も出ておりますが、他の委員の皆様方、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。条例の条文なので、なかなか難しいものがあるかと思えます。遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員)

糸長委員の修正意見の第7条(8)の改定についてですが、修正意見としては、「過去1年以内に」という記載を、「以前耕作されていたが、現在は耕作されていない農地」というような表現にというご提案なのですが、資料4の第7条の(8)の下線のように、耕作放棄地の定義を変えないほうが私はいいと思っております。1年以内に何も手を付けずに耕作放棄地になっている農地は、放っておくとさらに深刻な状況になってしまいます。例えばそこに農業委員会等が、年に1回程度の指導を入れないといけない。最低でも1年に1回草刈りをして農地である現状を保ってほしいというようなことを、不在地主等にいう必要があると思えます。そういったときに、市町村の方から地主に対して、例えば、中間管理

機構の活用を促すなど、こういう形もありますよという提案をしていく必要があり、そういった機会にもなると思うので、私は現行のままでいいと思います。

(安藤会長)

ありがとうございました。第7条(8)については現行のままでよろしいのではないかというご意見でした。他にいかがでしょうか。坂本委員、お願いします。

(坂本委員)

糸長先生が出されたご意見というのは、1年以内と限定はせず、例えば3か月でも、以前は耕作されていたが、現在は耕作されていない農地について、過去1年以内という縛りを外すという意味かと思われました。1年という長いスパンではなくて、もっと短かくてもいいという意味ではないかなと思ったのですが、ただ1年という縛りを外すかどうかについては、1年以内で耕作放棄とみなせるかどうかということになってくるので、そこはどこかでやはり線を引かなければいけないのかなという意味で原案の文面のままだでもいいかなと思いました。

(農政課長)

よろしいでしょうか。

(安藤会長)

はい。農政課長、お願いします。

(農政課長)

まず現状の文書ですが、「過去1年以内に耕作されず」となっておりますが、1年と区切っているのは、農作物の種類によっては年1作しかできないものもあり、期間を短くすると、耕作しているにも関わらず耕作放棄地になってしまうというものがあつたためです。糸長委員がおっしゃっているのは、1年以上も耕作されていない、2年目3年目のものもということなのですが、この文章は「1年以内に耕作されず」なので、2年目3年目のものも当然耕作放棄地の中に入っております。糸長委員のおっしゃっている、1年以上も耕作されていない耕作放棄地という部分は現状の記載でも対応できていると考えております。

それともう1点、「当分の間耕作される見込みのないものをいう。」という部分がございますが、こちらについては例えば、基盤整備などで1年以上工事がされているという農地があつた場合に、単純に「この1年以内に耕作されていない」という記載にしますと、基盤整備後のものも耕作放棄地になってしまうということもあり、今回、こういう文章にさせていただいておりますので、糸長委員からいただいている意見については、現状の文章でも網羅できていると事務局としては考えております。

(安藤会長)

ありがとうございます。第7条(8)については、糸長委員が言われている点は反映されているということで、事務局案のままでよろしいかと思いますが、よ

ろしいでしょうか。他にいかがでしょう。ご意見等あればお聞きしたいのですが。条例第7条（9）についてはいかがでしょう。やや踏み込んで、「市民農園の整備並びに 伝統文化その他の地域資源に接する機会の充実を通じて」と記してはどうかというご提案ですが、ご意見いかがでしょう。事務局の方では、どのような理解・解釈をしたのでしょうか。

（農政課長）

こちらの部分ですが、現行の条例をご覧ください。第7条（9）をご覧ください。きたいのですが、ここに「県民が農及び自然にふれあい、それらについて学ぶための施設の整備、市民農園の整備並びに伝統文化その他の地域資源に接する機会の充実を通じて、地域の農業を生かした県民と農業者との交流を推進すること」ということで、この部分に市民農園についての記載がございまして、市民農園や農業への関わりを通じて、ということが記載されておりますので、重複する部分があり、基本的には条例の中では重複することは書かないということで整理させていただいておりますので、事務局としてはそういう理解で、現行の（9）、今度の改正で（10）になるところで、記載されているという理解をさせていただきます。

（安藤会長）

はい。以上が説明となりますが、いかがでしょう。確かに改正案の（9）改正する部分だけ抜き出したものをみると、「市民農園」という文言を入れ込みたくなるのですが、現行の第7条を（1）から（12）まで全体を並べてみると、今説明がありましたように、（9）のところの「市民農園」という文言が条文の県民と農業者との交流をうたっており、そこで書かれているのでよろしいのではないかという説明だったと思います。よろしいでしょうか。審議会で検討した結果、事務局の原案で了承されたということで、本日の審議会では、事務局提案の形にしたいと思いますが、よろしいですか。

次に今日の審議会では糸長委員の意見にありました、「3 豚コレラの問題」についてです。これを条例に反映させるのは非常に難しいと思うのですが一応こういうご意見があったのでご紹介いたします。この点について、事務局の方から何か対応と申しますか、鳥獣被害対策という大きな問題になるかと思いますが、何かありましたらよろしく願います。

（農政課長）

条例への追加については、今会長がおっしゃっていただいたように、今後検討が必要な地域もありますので、現時点でこの部分について、条文に入れるのは難しいのではないかと考えております。

（農政部長）

一応、補足させていただきますと、現行の条例の第7条なのですが、例え

ば第7条（1）を見ていただきますと、2行目以降ですね、「衛生及び品質管理の普及啓発及び指導を通じて、安全・安心な食料等の供給を推進すること」ということ。それから、（3）でございますが、「獣害対策の推進を通じて、農業経営の安定化を推進すること」ということでございます。家畜の衛生管理ですとか、鳥獣被害対策については、既に現行条例の中でも位置づけられているという状況でございます。

（安藤会長）

はい。分かりました。以上を持ちまして、「神奈川県都市農業推進条例の改正について」の審議は終了にしたいと思いますがよろしいですか。それ以外に、何か言い残したこと、言い忘れたことがあれば発言をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

（農政課長）

すみません。条例と直接関連する項目ではないのですが、前回の審議会のときにご質問があった部分について、ご説明させていただいてもよろしいでしょうか。

（安藤会長）

どうぞ。

（農地課長）

7月の審議会の時に、綱島委員から、女性の働きやすい環境支援ということで、トイレのお話をいただいたのですが、そのときしっかりお答えできなかった事について、補足させていただきます。従来許可ができないという話があったのですが、5年ほど前に農地法の運用が変わりまして、耕作の為に必要不可欠な最低限度の規模のトイレ等については農業用施設となりまして、農地法の許可が可能となっておりますので、現在ではそういうことであれば許可が可能になっているということ、補足させていただきます。

また、補助事業関係では、国の補助事業などでは、生産緑地ですとか、地域の協議会とか、一定の要件はあるのですが、補助できる場合がありますので、具体的なお話がありましたら、ご相談いただければ、対応させていただきたいと思っております。

（安藤会長）

ありがとうございます。大変細かい話で恐縮なのですが、トイレを設置した場合に、その敷地の部分は農地課税なのでしょうか、それとも宅地並みになってしまうのでしょうか。

（農地課長）

全体ではまた別の整理になりますが、トイレ面積は非常に小さいので、大きな筆の中の一部ということであれば、おそらくそういう細かい区分けはしないと

思います。

(安藤会長)

よろしいですか。

(綱島委員)

はい。ありがとうございます。もう一件、今回の台風のことであって、主人と話していた時に、うちは施設栽培なのですが、施設のところというのは、大概井戸を持っています。水槽を持っています。今回の台風では、断水で困っているところが結構ありまして、生活用水として、そういった井戸などが利用できるのではないかという話になりました。ただ、そうすると、普通の電源ではなく、三相電源を水の汲み上げに使用しているので、使用できない。なかなか非常電源として三相電源を持っている家もない。でも、そういうものがあることによって、地下水をくみ上げて、それを市民に供給できるのではないかという話になったのですね。ですから、そういうところも1つ、県の方、もしくは市町村が連携して、国も含めて何か考えていただければ、活用できるものになってくるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

(安藤会長)

ありがとうございます。

(農政部長)

一点補足です。防災における井戸の活用のお話でございますが、県内の市において、防災協力農地ということで登録制度等設けているところもありますし、井戸に関しては、確か川崎市だと思いますが、災害時に使用できるよう、登録する制度を設けている市もあるということです。あと電源の問題ですね。補助事業で整備できるかどうかは、難しいところもあるのですが、例えば生産緑地であれば、県の事業でやっているもので、都市農業推進事業があるのですが、これにつきましては生産緑地であれば、そういった設備の補助が可能で、以上でございます。

(安藤会長)

ありがとうございます。

(成田委員)

こういった井戸の活用では、水質検査はされるのですか。

(農政部長)

基本的に、飲用でやると当然検査が必要になってくるのですが、生活用水ということであればそういった検査の問題はなくなるので、そういった登録をされているところについては飲用ではなくて生活用水として使うものを想定しております。

(安藤会長)

よろしいですか。他に意見や質問などございますか。秋本委員、どうぞ。

(秋本委員)

今日の審議会とは、直接関係ないのですが、このミルク物語というのを頂いたので。人生 100 年時代の健康はいかなるべきかという観点から、旧ソ連カスピ海周辺のブルジョア、あの辺の国の方は非常に健康長寿であるということですので。それは地元産のヨーグルトが大きいのかなと言われていたのですが、こういった牛乳の消費拡大を図るうえで、そういった健康面からどうやってすすめたら良いのかなという。

(吉岡委員)

そのあたりは本日お配りした絵本の第3巻で表現できたらと思っております。テーマであると思います。牛乳乳製品の栄養価が体にいかに良くて、どういうふうに食べたらよりいいかというのを1冊にしようとしています。あとは飼料の話とかを入れれば全5冊になる予定です。食べ物の栄養などの話だけの本は割と出ているけれども、それが生産とか地元のものとの関わりあいも紹介するようなテキストがないので、そういったところを目指したいなと言っていて、それが普及して、神奈川の中で浸透できればいいなと思っています。

(安藤会長)

吉岡委員が手掛けている絵本の次巻以降に期待したいと思います。

(吉岡委員)

予算の問題があるので、ぜひよろしくをお願いします。

(安藤会長)

それでは、条例改正については原案通りということにしたいと思います。

最後に、答申案につきましては、皆様のご異議がなければ、この案のとおり答申したいと考えております。資料5をご覧ください。最後の一枚紙です。神奈川県都市農業推進条例の改正についての答申です。平成30年7月20日に諮問された標記のことについて、次のとおり諮問しますということです。一番目ですが、条例につきましては、神奈川県都市農業推進条例の改正については、妥当であると我々の審議会でも認められたと思います。2番目の意見ですが、糸長委員のコメントにありましたように、一般の方、市民の方も農業にもっと関わっていただきたいということが意図として込められているとは思いますが、条例の改正の後には、市街地及びその周辺にある農地の保全に向けた施策を総合的かつ継続的に講ずるように努めることを、改正の答申として、審議会よりお願いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。皆さんよろしいですね。ありがとうございます。以上を答申とさせていただければと思います。これで私の仕事は終了となります。

(農政課長)

どうもありがとうございました。事務局からは特にございません。本日はご意

見いただきありがとうございました。また安藤会長進行どうもありがとうございました。それではこの後、休憩をはさみまして、答申の手交を行います。指定の時間に、再度お集まりください。

—答申—

(農政課長)

それでは時間となりましたので、神奈川県都市農業推進審議会より、神奈川県都市農業推進条例の改正について、神奈川県への答申をいただきたいと思えます。安藤会長よろしく願いいたします。

(安藤会長)

令和元年 10 月 29 日、神奈川県知事黒岩祐治殿。神奈川県都市農業推進審議会会長安藤光義。神奈川県都市農業推進条例の改正について答申いたします。平成 30 年 7 月 20 日に諮問された標記のことについて、次のとおり答申します。

1 条例の改正。神奈川県都市農業推進条例の改正については、妥当である。2 意見。条例の改正後は、市街地及びその周辺にある農地の保全に向けた施策を総合的かつ継続的に講ずるよう努めること。以上となります。よろしく願いいたします。

—安藤会長から石渡環境農政局長へ手交—

(石渡環境農政局長)

頂戴いたします。ご審議いただきありがとうございました。

(農政課長)

安藤会長、ありがとうございました。

—閉会—